

○平成二十二年総務省告示第百七十三号（二〇七・五MHz以上三三二MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一 開設計画に記載すべき事項</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項</p> <p>1 開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力に関する事項</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(五) 受信電波を増幅する機器その他の地上<u>基幹</u>放送（人工衛星の無線局以外の無線局により行われるテレビジョン放送をいう。以下この号において同じ。）の受信設備に作用することにより発生する地上<u>基幹</u>放送の受信障害（以下「ブースター障害等」という。）を与えるおそれのある世帯数等の規模、当該ブースター障害等の防止又は解消に要する費用の見通し、当該費用の負担に関する事項及びそれらの根拠並びに当該ブースター障害等を防止し、又は解消するための方法その他のブースター障害等の防止又は解消に関する取組の実績及び今後の計画</p> <p>(六) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>五～七 (略)</p>	<p>別表第一 (同上)</p> <p>一～三 (同上)</p> <p>四 (同上)</p> <p>1 (同上)</p> <p>(一)～(四) (同上)</p> <p>(五) 受信電波を増幅する機器その他の地上<u>デジタル</u>放送（人工衛星の無線局以外の無線局により行われるテレビジョン放送（<u>デジタル放送に限る。</u>）をいう。以下この号において同じ。）の受信設備に作用することにより発生する地上<u>デジタル</u>放送の受信障害（以下「ブースター障害等」という。）を与えるおそれのある世帯数等の規模、当該ブースター障害等の防止又は解消に要する費用の見通し、当該費用の負担に関する事項及びそれらの根拠並びに当該ブースター障害等を防止し、又は解消するための方法その他のブースター障害等の防止又は解消に関する取組の実績及び今後の計画</p> <p>(六) (同上)</p> <p>2～4 (同上)</p> <p>五～七 (同上)</p>